

## 大分大学経済学部教育研究支援室規程

令和3年4月14日制定 全部改正  
令和3年経済学部規程第2号

大分大学経済学部教育研究支援室規程(平成16年経済学部規程第13号)の全部を改正する。

### (設置)

第1条 大分大学経済学部(以下「本学部」という。)に、本学部の教育・研究活動を支援することを目的として、大分大学経済学部教育研究支援室(以下「支援室」という。)を置く。

### (業務)

第2条 支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究成果の刊行に関すること。
- (2) 教育研究活動を奨励・推進するための事業に関すること。
- (3) 資料の収集・整理及び提供に関すること。
- (4) その他支援室の目的達成に必要な業務

### (構成)

第3条 支援室は、次の各号に掲げる職員をもって構成する。

- (1) 室長
  - (2) 主任 4人
  - (3) 委員 若干人
  - (4) 助手又は事務職員 若干人
- 2 室長は、教授のうちから、教授会の推薦により、学部長が指名する。
  - 3 主任及び委員は、経済学部の教員のうちから、教授会の推薦により、学部長が指名する。
  - 4 助手又は事務職員は、支援室の事務を処理する。

### (任期)

第4条 室長、主任及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。  
2 欠員を生じた場合の補欠の室長、主任及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (主任会)

第5条 支援室の円滑な運営を図るため、主任会を置く。  
2 主任会は、室長及び主任をもって構成する。  
3 室長は、主任会を招集し、その議長となる。

### (支援室委員会)

第6条 支援室の基本事項を審議するため、支援室委員会を置く。  
2 支援室委員会は、室長、主任及び委員をもって構成する。  
3 室長は、支援室委員会を招集し、その議長となる。

### (組織)

第7条 支援室に、第2条に規定する業務を行うため、次の各号に掲げる部を置く。  
(1) 研究部  
(2) 教育部  
(3) 資料部  
(4) 編集部

### (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、支援室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則  
この規程は、令和3年4月14日から施行する。